令和元年 11 月農業委員会総会議事録

令和元年11月26日午後3時00分、令和元年11月農業委員会総会を弘前市役所市民防災館3階防災会議室に招集する。

出席委員 26 名

1 番	岩谷　裕子	委員	2 番	成田　忠光	委員	3 番	三上　幸雄	委員
4 番	佐藤　耕一	委員	5 番	白濱　不二男	委員	6 番	成田　繁則	委員
7 番	小林　政貴	委員	8 番	三上　悦治	委員	9 番	平井　秀樹	委員
10 番	進藤　司	委員	11 番	石岡　千鶴子	委員	12 番	棟方　健	委員
13 番	木村　芳文	委員	14 番	小田桐　明	委員	15 番	奥元　勝義	委員
16 番	髙橋　貴志	委員	17 番	須藤　秀人	委員	18 番	大湯　茂八郎	委員
19 番	伊藤　公正	委員	20 番	兜森　弘義	委員	21 番	小嶋　勇成	委員
22 番	藤田　善明	委員	23 番	前田　優考	委員	24 番	町田　髙司	委員
25 番	佐藤　剛郎	委員	26 番	山内　知人	委員			

出席事務局　　9 名

事 務 局 長	菅野　昌子	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農政係長	髙橋　　貢
事務局農地係長	澤田　明人	岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室総括主査	藤田　　徹	事務局主査	藤田　智恵子
事務局主事	佐藤　早織		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第 82 号　　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 83 号　　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第 84 号　　農用地利用集積計画の決定について
議案第 85 号　　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 86 号　　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 87 号　　農地・非農地の判断について

報告第 32 号　　農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 33 号　　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 34 号　　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ただいまから令和元年 11 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。ただいまの出席者数は 26 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。2 番成田忠光委員、3 番三上幸雄委員、4 番佐藤耕一委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 82 号を議題といたします。議案第 82 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 82 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 9,548 ㎡、畑 11 件 55,849 ㎡、合計 13 件 65,397 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 3,366 ㎡、畑 5 件 10,431 ㎡、合計 6 件 13,797 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 11 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、佐藤剛郎委員、奥元勝義委員、岩谷裕子委員、それに私の木村であります。3 条許可申請に係る現地調査の結果、地元委員及び推進委員からの意見はありませんでした。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 115 番について申し上げます。譲受人は、障がい者の就労継続を支援する社会福祉法人であり、農地法施行令第 2 条第 1 号ハの「業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当するか審査しました。譲受する法人は、社会福祉事業として就労継続支援Ｂ型事業を実施しており、平成 29 年度から行ってきた同事業を拡大するため農地を取得するものであり、施設利用者が農作業を行い、収入を得る就労支援の場を設けるという事業の内容から取得に問題のないものと考えられました。この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと　認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 82 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 82 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 82 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 83 号を議題といたします。議案第 83 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 83 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係の、田 3 件 4,951.20 ㎡、畑 1 件 278 ㎡で、合計 4 件、5,229.20 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。13 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、所有権関係の受付番号 21 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の 2 分の 1 以上の拡張」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 22 番及び 24 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可可能な農地区分です。受付番号 23 番は、農地区分が第 1 種農地と第 3 種農地が混在している農地で、第 1 種農地は不許可の例外となる「公益性の高いと認められる事業」に該当する社会福祉施設の駐車場及び緑地帯であることから許可基準を満たすものであり、第 3 種農地については原則許可可能な農地区分です。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告いたします。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 83 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 83 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 83 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 84 号を議題といたします。議案第 84 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 84 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 16,254 ㎡、畑 2 件 7,182 ㎡、合計 7 件 23,436 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 11 件 78,546 ㎡、畑 9 件 48,317 ㎡、合計 20 件 126,863 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、全てについて、要件を満たしておりました。また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることが要件となりますが、17 ページ所有権関係、受付番号 74 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿の登録はありませんが、譲受人が借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿の登録要件を要しないものであります。19 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 234 番から 30 ページ 253 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画を決定することが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 84 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 84 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 84 号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 85 号を議題といたします。議案第 85 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 85 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規

事務局次長　定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件134㎡、畑1件11,797㎡、合計2件11,931㎡であります。今回提出されました2件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員が調整委員となり、同法第18条第3項各号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買2件が整ったものであり、利用集積計画を定めるよう市長に要請することが、適当で　あると認められるものであります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第85号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第85号については、原案のとおり要請することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第85号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第86号を議題といたします。議案第86号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第86号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田11件78,546㎡、畑9件48,317㎡、合計20件126,863㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　今回提出されました20件につきましては、先の議案第84号で決定されました利用集積計画のうち19ページの使用収益権関係、受付番号234番以降の20件において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理事業規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

佐藤剛郎委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（佐藤剛郎委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に43ページ使用収益権関係、受付番号256番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第86号のうち、使用収益権関係、受付番号256番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第86号のうち、使用収益権関係、受付番号256番については、委員会報告のとおり配分計画案は、異議ないものと決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。

（佐藤剛郎委員着席）

議　　長　　それでは、議案第86号のうち、使用収益権関係、受付番号256番を除く配分計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第86号のうち、使用収益権関係、受付番号256番を除く配分計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第86号のうち、使用収益権関係、受付番号256番を除く配分計画案については、委員会報告のとおり異議ないものと決定いたします。

次に、議案第87号を議題といたします。議案第87号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第87号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田122筆79,803㎡、畑300筆578,203.83㎡、合計422筆658,006.83㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。57ページをお開きください。番号1番から68ページ、357番の土地については、農地法の運用について、第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められ、68ページ、番号358番から422番の土地については、第4(4)イの「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

佐藤剛郎委員　　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（佐藤剛郎委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 58 ページ、番号 37 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 87 号のうち、番号 37 番について、委員会報告のとおり「非農地」と判断することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 87 号のうち、番号 37 番については、委員会報告のとおり「非農地」と判断することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。

（佐藤剛郎委員着席）

議　　長　それでは、議案第 87 号のうち、番号 37 番を除く土地について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 87 号のうち、番号 37 番を除く土地は、委員会報告のとおり「非農地」と判断することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 87 号のうち、番号 37 番を除く番号 1 番から 422 番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 32 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 32 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 21,695 ㎡、畑 8 件 75,711 ㎡、合計 12 件 97,406 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 75 ページ及び 76 ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 32 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 33 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 33 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものでありま

事務局次長　す。
今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が、田1件204㎡、5条関係が、畑2件595㎡であります。なお、届出理由につきましては、79ページ及び80ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第33号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第34号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第34号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田6件17,807㎡、畑14件78,614㎡、合計20件96,421㎡であります。なお、解約理由につきましては、83ページ及び84ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第34号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時35分］